特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
4	固定資産税の賦課に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南国市は、固定資産税の賦課に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

固定資産税の賦課に関する事務は、業者が提供しているシステムにより運営され、そのシステムの管理はサービス提供事業者が行っているため、サービス提供事業者における個人情報管理体制を確認する。

評価実施機関名

高知県南国市長

公表日

令和6年12月18日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

なし

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	固定資産税の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、賦課期日(1月1日現在)における固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者を 課税台帳に登録し、固定資産税を賦課する。課税台帳に登録するために必要な情報収集や調査、評価を行う。 特定個人情報は次の事務で取り扱う。 ・固定資産(土地、家屋、償却資産)の調査、評価 ・固定資産税の課税 ・納税通知書発送 ・証明書等の発行
③システムの名称	固定資産税システム 家屋評価システム 地方税ポータルシステム 住民基本台帳システム 収納システム 収納システム 住民基本台帳ネットワークシステム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名
固定資産税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表24の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条
4. 情報提供ネットワーク	ンステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	法令上の根拠 (情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律 第27号)第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項、第50条
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
〒783-8501 高知県南国市大埇甲2301番地 南国市役所 税務課 TEL 088-880-6554(直通)						
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	〒783-8501 高知県南国市大埇甲2301番地 南国市役所 総務課 TEL 088-880-6551(直通)					
9. 規則第9条第2項の適	用	1]適用した			
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]]	<選択肢> 1)1,000人未満(任意実施) 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満 5)30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	16年1月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か]	500人未満]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	16年4月1日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書]		3) 基礎項目評価	書及び重点項目評価書 書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実 載されている。	施機関について	「は、それぞれ重点	項目評価書又は全	項目評価書において	て、リスク対策の詳細が記	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネッ	トワークシステム	を通じた入手を除	₹ <。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて	-	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委	託			[0]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報	提供ネットワークシ	ィステムを通じた提供	共を除く。)	[O]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接	続	[]接續	続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業		시]	手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	番号連携サーバー・中間サー ら操作している。	-バーを操作する時は権	『限付与されている2人(他係も含む)で確認しなが			
9. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと表	ぎえられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって4) 委託先における不正が5) 不正な提供・移転が行6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策 、事務に必要のない情幸 て不正に使用されるリスな使用等のリスクへの対策 行われるリスクへの対策 システムを通じて目的ダンステムを通じて不正ない、減失・毀損リスクへの	対策 〔〈委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策			
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠			を、正職員8人中2人しか付与していない。 系も含む)で確認しながら操作している。			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署	②所属長 課長	②所属長 課長	事後	人事異動後
平成29年6月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	法令上の根拠 番号法第9条第1項および別表 第一の第16号	法令上の根拠 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第一の第16項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	法令表記の変更であり、実質 的な内容変更ではない
平成29年6月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号および別表第2第27号	(情報照会) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号、別表第二の第27項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第20条	事後	法令表記の変更であり、実質 的な内容変更ではない
平成29年6月20日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 平成27年12月1日時点	いつの時点の計測か 平成29年1月1日時点	事後	計測時点の更新
平成29年6月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 平成27年12月1日時点	いつの時点の計測か 平成29年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署	②所属長 課長 山田 恭輔	②所属長 課長 高野 正和	事後	人事異動後
平成30年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 平成29年1月1日時点	いつの時点の計測か 平成30年1月1日時点	事後	計測時点の更新
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 平成29年4月1日時点	いつの時点の計測か 平成30年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 平成30年1月1日時点	いつの時点の計測か 平成31年1月1日時点	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 平成30年4月1日時点	いつの時点の計測か 平成31年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	IV リスク対策		(新規項目)	事後	項目が新規に追加された
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	課長	課長	事後	項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 平成31年1月1日時点	いつの時点の計測か 令和2年1月1日時点	事後	計測時点の更新
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 平成31年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和2年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和3年1月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 令和2年1月1日時点	いつの時点の計測か 令和3年1月1日時点	事後	計測時点の更新
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 令和2年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和3年9月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシス テムによる情報提供 ②法令上の根拠	法令上の根拠 (情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年5月 31日法律第27号)第19条第7号 別表第二の 第27項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第20条	法令上の根拠 (情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年5月 31日法律第27号)第19条第8号 別表第二の 第27項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第20条	事後	番号法改正に伴う変更
令和4年1月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 令和3年1月1日時点	いつの時点の計測か 令和4年1月1日時点	事後	計測時点の更新
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和5年1月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 令和4年1月1日時点	いつの時点の計測か 令和5年1月1日時点	事後	計測時点の更新
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和5年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和6年1月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 令和5年1月1日時点	いつの時点の計測か 令和6年1月1日時点	事後	計測時点の更新
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 令和5年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和6年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和6年10月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第一の第16項②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表24の項②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	番号法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	第27項 行政手続における特定の個人を識別するため	(情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年5月	事後	番号法改正に伴う変更
	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業		新規記載	事後	様式改正による変更
令和6年10月1日	Ⅳ リスク対策 11.最も優先度が高いと考えら れる対策		新規記載	事後	様式改正による変更